

子ども基本法 やさしい版 ってなに？

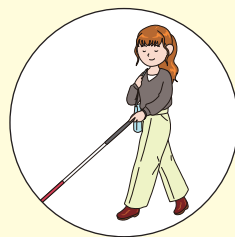
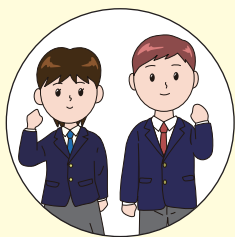


子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

子ども基本法とは、こうした社会を目指して子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

令和5年4月に、子ども家庭庁ができるのと同時に子ども基本法も動き出します。



子ども施策における「子ども」の定義

子ども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくなるように、心と身体の成長の段階にある人を「子ども」としています。

Q. 子ども施策が大切にしている考え方って何？



A 子ども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

1

すべての子どもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと

4

すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に
よって、大事にされ、子どもの今とこれからの
にとって最も良いことが優先して考えられること

2

すべての子どもが大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること

5

子育てをしている家庭のサポートが十分に
行われること、家庭で育つのが難しい子どもに
家庭と同じような環境が用意されること

3

すべての子どもが、年齢や成長の段階により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
さまざまな活動に参加できること

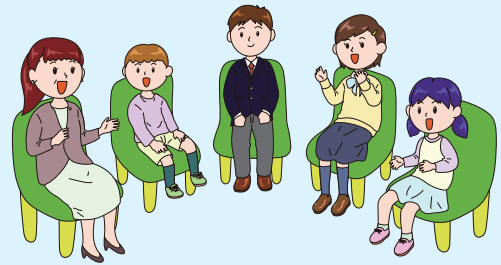
6

家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること

Q. ^{し さく} ^{い けん} 子どもの施策について意見を ^い 言いたいんですが…？



A もちろん、^{わかもの} ^{い けん} ^き 子どもや若者の意見を聴きながら
^{くに} ^{と どう ふ けん} ^{し く ち ょ う そ ん} 国や都道府県、市区町村は、^{し さく} 施策を
^{すす} 進めていきます。



Q. ^{わたし} 私たちはどうやって^{い けん} ^い 意見を言うの？



A ^{つぎ} ^{ほうほう} ^{かんが} たとえば、次の方法を考えています。

- ・^{つか} インターネットを使ったアンケート
- ・^{ぎょうせい} ^{し ょ う い ん} ^{くに} ^{ち ほう} ^{や く し ょ} ^{は たら} ^{ひと} ^{ち ょ く せ つ} ^あ ^{い けん} ^き ^{と り く み} 行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組
- ・^{かい ぎ} おとなの会議への^{わかもの} ^{さん か} 子どもや若者のみなさんの参加
- ・^{わかもの} ^{たい し ょ う} 子どもや若者を対象としたパブリックコメント
(^{くに} ^{と どう ふ けん} ^{し く ち ょ う そ ん} ^{い けん} ^{ほ し ゅ う} 国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)



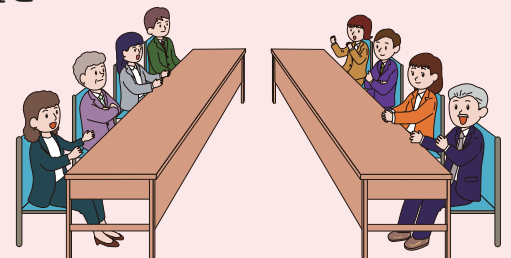
Q. ^{わたし} 私たちから^き ^{い けん} 聴いた意見はどうなるの？



A ^き ^{い けん} ^{だい じ} みなさんから聴いた意見を大事にして、^{し さく} ^{すす} 子ども施策を進めていきます。

^{たと} ^き ^{い けん} ^{かん} ^{くに} ^{と り く み} 例えば、みんなから聴いた意見を子どもに関する国の取組を
^{は な} ^あ ^{だい じ} ^{かい ぎ} ^{と ど} 話し合う大事な会議に届けたりしていきます。

^{くに} ^{と どう ふ けん} ^{し く ち ょ う そ ん} ^{し さく} ^{も くて き} そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、
^{い けん} ^{じ つ げ ん} ^{かん が} みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、
^{し さく} ^と ^く 子ども施策に取り組んでいきます。



もっと詳しい

子ども基本法についての
パンフレットはこちら！



<https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children>

※PDFでは がある場所はクリックでアクセスできます。

「子ども基本法」動画 やさしい版



<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

子どもまんなか
子ども家庭庁